

# 労働安全衛生法の改正及び 企業の取組事例等について

令和8年2月10日

# 第2回 化学物質管理強調月間 開催中

開催期間：令和8年2月

スローガン

## 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

### 趣旨(要約)

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上<sup>（がん等の遅発性疾病を除く。）</sup>の労働災害のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。

# 化学物質管理強調月間 リーフレット等案内

事業主・働く皆様へ

## 第2回 化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の選発性疾病を除く。）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定義を図ることとします。



### スローガン

### 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

#### ◇ 主催者・協力連携者・協賛者の実施事項 ◇

#### (ア)化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知識が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

#### (イ)化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

#### (ウ)化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ)化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

#### (オ)雑誌等を通じた広報

(カ)事業者の実施事項についての指導援助

(キ)その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

#### ◇ 実施者（事業者）の実施事項 ◇

①下記(ア)から(エ)の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

(ア)リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等

(イ)製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

(ウ)ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

(エ)特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

②事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③スローガン等の掲示

④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/> (R7.11)

## リーフレット・化学物質管理強調月間実施要綱等 （【大阪労働局ホームページ】内）

[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/roudo\\_eisei/kagaku\\_kanri02.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/roudo_eisei/kagaku_kanri02.html)



## 【中央労働災害防止協会】 化学物質管理強調月間特設ページ

<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/chemicals/>



## 日常の化学物質管理の総点検

1. リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、安全衛生担当者等との連携等
2. 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
3. ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
4. 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

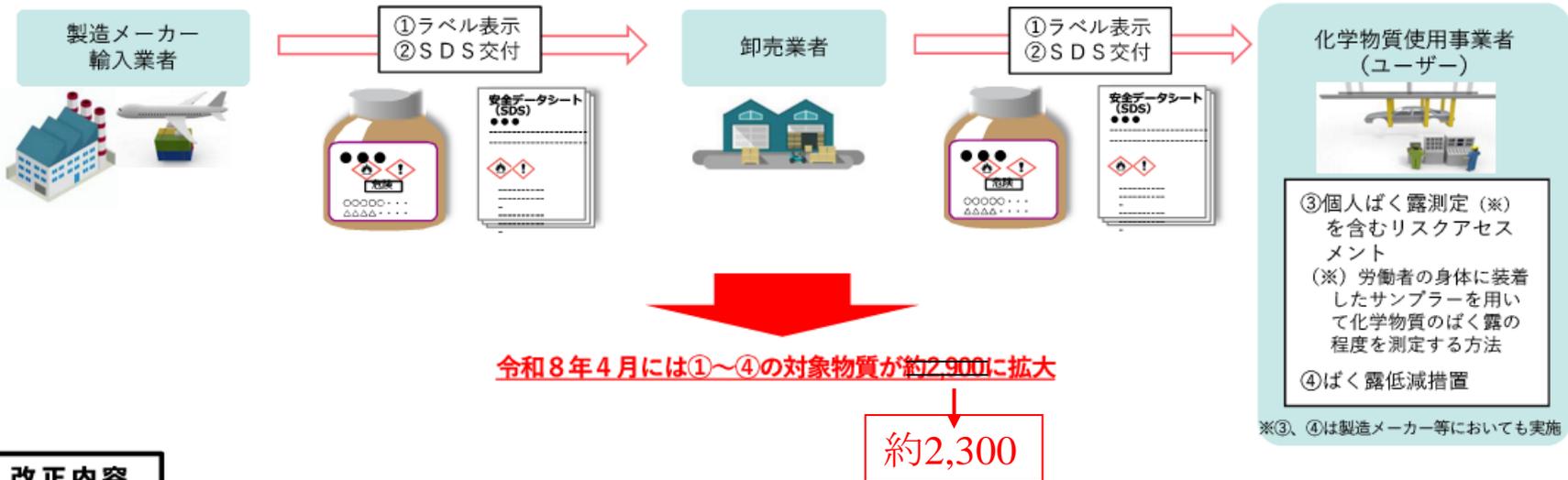
## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

# ○化学物質による健康障害防止対策等の推進（労働安全衛生法、作業環境測定法の改正）

## 危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
  - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
    - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
    - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
  - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



## 改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
  - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
  - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

## ○新たな化学物質規制（改正の全体像）

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを実施。

これまでの  
対策

（限られた数の）特定の化学物質に対して  
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式

法令  
準拠  
型

特別則で**未規制の物質**を主眼として

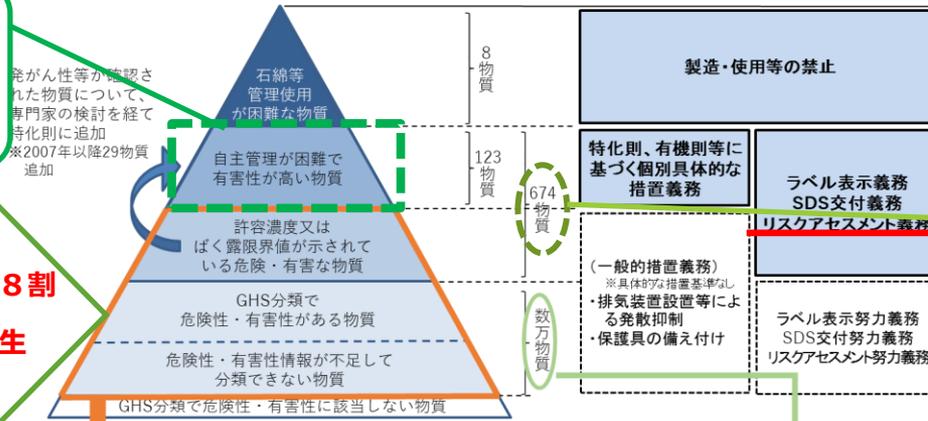
危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

- **ばく露を最小限**とすること  
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、**リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択**すること

自律的  
な管理

# ○新たな化学物質規制の概要

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



特別規則の具体的な措置義務が、かかっているのはこの範囲  
**(123物質)**

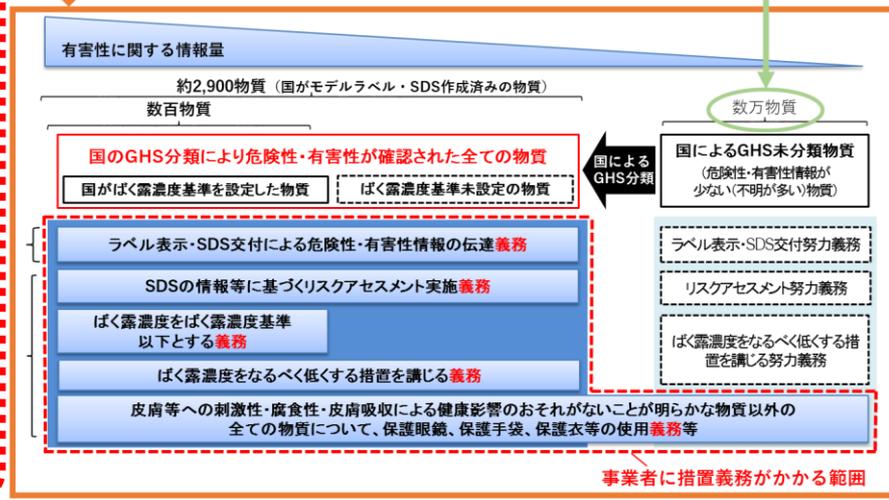
**SDS交付・ラベル表示義務（法57条関係）**  
**(リスクアセスメント対象物)**

- R6.3.31  
**674物質**
- R6.4.1～  
**234物質追加  
896物質**
- R7.4.1～  
**641物質追加  
1537物質**
- R8.4.1～  
**779物質追加  
2316物質**
- 以降、新たに分類される物質が順次追加される予定  
**R9.4.1 : 155物質**

特別則の規制がない箇所を強化  
**労働災害の8割はここで発生**

- 皮膚等障害化学物質  
現在：約**1200物質**  
今後も追加される予定
- 濃度基準値設定物質  
現在：約**200物質**  
**R8.10.1 : 約80物質追加**
- がん原性物質  
現在：約**200物質**  
**R9.4.1 : 約50物質追加**  
など、今後において、順次追加が決定されている。

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

## 化学物質管理者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物  
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

### (2) 選任要件

・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → ※化学物質管理者講習の修了した者  
又は同等以上の能力を有する者  
(労働安全衛生規則第12条の5参考)

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し(化学物質管理者講習に準ずる講習の受講を推奨)

### (3) 職務

- ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4，5のみ

※化学物質管理者講習の内容

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

## 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

### (3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

# ○主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト            ( <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a> )            ■厚生労働省</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル） <b>（簡易なリスクアセスメント支援ツール）</b></li> <li>✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・液体等取扱作業（粉じん作業を除く）</li> <li>・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業</li> </ul> </li> <li>✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック</li> <li>✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール</li> <li>✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● ■独立行政法人労働者健康安全機構            労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール                ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● ECETOC-TRA サイト            ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。                （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● EMKG Software 2.2            ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）</li> <li>✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）</li> </ul>

# ○業種・作業別マニュアルと解説テキストのご案内 (見本：飲食店における洗浄作業 化学物質マニュアル)



## 飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル

### 本マニュアルの位置づけ

● 本マニュアルは、**飲食店における洗浄作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。なお飲食店その他、**小売業や宿泊業等において飲食を提供する場合も、作業内容が類似する場合は、適用可能**です。

● マニュアルにより、以下を実施できます。

✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる

✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる

● マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

### 適用範囲と使用上の注意

● 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。

①**希釈・小分け**：洗浄剤の原液を希釈し、小分け容器に移す一連の工程

②**調理設備（フライヤー等）の洗浄**：フライヤー等の調理設備をスポンジ、たわし、ヘラ等を用いて洗浄する工程

③**調理器具・食器の手洗い**：調理設備の部品や、調理器具・食器をシンク等においてスポンジ等を用いて手洗する工程

④**食洗機への洗浄剤の投入**：食器洗い機に洗浄剤を投入する工程

● 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。

● 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。

● マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル					
化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業者 (又は職務)			
作業内容		化学品名・メーカー名	成分名	※取扱品のチェック欄にV	
作業期間 (任意)		備考 (任意)			
化学物質取扱時の留意点					
危険性 (危険性に関与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃えやすい液体。蒸気が溜まる場所・火災の恐れがある。</li> </ul>	リスク低減対策			
有害性 (健康有害性に分類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○吸入する有害</li> <li>○接触による皮膚炎/眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ</li> <li>○水生生物に有害</li> <li>○長期にわたる吸入や皮膚からの接触により、①呼吸器、②神経系、③生殖系への障害、④生態系や環境への悪影響、⑤発がん性の恐れがある。</li> </ul>	保護具の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不透水性のものを選択する。</li> <li>○手袋着用時には、指・爪は短く保てる。</li> <li>○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が外側になるよう脱ぐ。</li> </ul>		
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○皮膚に付着した場合はすぐに洗剤、石鹸水及び水で洗い流す。重症等がある場合は、速やかに医師の診察を受ける。</li> <li>○眼に入った場合はすぐに洗浄剤を大量で数分間洗い流し、医師の処置を受ける。なお洗浄剤が酸性の場合は、少なくとも15分間洗い流す。</li> </ul>	実施すべき事項/留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDSでは試験結果等洗浄剤の性状が記載されている。</li> <li>○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈比率」「作業日」「量(または必要)の必要」を記入し、貼付する。</li> <li>○作業中は換気扇を稼働させる。</li> <li>○作業の終了後は、すぐに手を洗う。</li> </ul>		
リスク低減措置					
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
① 希釈・小分け	-	ニトリL2L3の耐熱手袋を使用する。	サイドシル付き保護眼鏡を 착용する。	防水性の部分防護服 (前掛け等) ・アームカバーを使用する。	希釈用は外注品の上記の成分に水酸化ナトリウムを投入する。小分け容器に移す際は漏斗を使用する。
② 調理設備 (フライヤー等) の洗浄	-	ニトリL2L3の耐熱手袋を使用する。洗浄剤に「2-フェニエタール」J2、2-「エチレングリコール」J2が含まれる場合は、240分以内の手袋を交換する。厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以上交換する。	サイドシル付き保護眼鏡を 착용する。	防水性の部分防護服 (前掛け等) を着用する。	洗浄中に蒸発を行う場合は、次第に上部より洗浄剤の付着に留意する。保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が認められない場合は、付着部分を5分保護衣を着用する。
③ 調理器具・食器の手洗い	-	ニトリL2L3の耐熱手袋を使用する。洗浄剤に「2-フェニエタール」J2、2-「エチレングリコール」J2が含まれる場合は、240分以内の手袋を交換する。厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以上交換する。	サイドシル付き保護眼鏡を 착용する。	防水性の部分防護服 (前掛け等) を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が認められない場合は、付着部分を5分保護衣を着用する。
④ 食洗機への洗浄剤の投入	-	ニトリL2L3の耐熱手袋を使用する。	-	-	-
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※※※※※を記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入
記録簿					
異常の記録	保護具の着用状況、ご記入、漏入・漏出状況の発生、事故発生時の内容等の記録事項			その他記録	

● 厚生労働省 ホームページ  
化学物質リスクアセスメントについて  
～業種・作業別マニュアルと解説テキスト～  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_55176.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html)



● 建設業労働災害防止協会 ホームページ  
建設業における化学物質取扱いリスク  
管理マニュアル  
[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/chemical\\_management/about.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html)



# ○労働安全衛生法に基づく化学物質管理の相談窓口

## 電話、メールフォームによる相談窓口を設置

- ◇ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ◇ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ◇ 新たな化学物質管理の制度の内容
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立 など

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

( 12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く )

 **050-5577-4862**



テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。   と検索ください。

\* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

\* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。



## ホテル内において清掃作業中、洗剤の混合による塩素ガス中毒により死亡

事業場規模：5～15人



**発生状況** この災害は、ホテル内において清掃作業中、洗剤を混合する際に塩素ガス中毒にかかったものである。

被災者が所属する会社は、ホテルから清掃作業を請け負い、このホテルにチーフ以下13名の清掃員を常駐させていた。

災害が発生した日、被災者らは午前9時にホテルに出勤し、午前中に1階を、午後には2階を清掃する予定で清掃作業を開始した。

被災者Aは、午前中に1階の清掃作業を行い、午後には2階の清掃作業を他の清掃員とともに進めていた。午後の清掃作業に入ってから被災者Aは、洗剤を補給するためトイレ内で、廊下に置かれていたタイルワックスをポリバケツに注ぎ入れたが量が少なかったため、タイルワックスの近くに置かれていた次亜塩素酸ソーダを追加したところ、ポリバケツから白煙が発生し、その白煙を吸入してしまい、気分が悪くなったので従業員用の控室で横になっていた。

その様子を見たチーフは、事情を聞き、本社へ災害発生時の報告を行った。その後、チーフは、災害が発生したトイレに赴き、白煙の発生したポリバケツに水を入れてトイレ内に数回に渡って流していたところ、気分が悪くなり被災者Aと共に病院に搬送された。いずれも塩素ガス中毒と診断され、Aは死亡した。

**原因** この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 洗剤として補給しようとしたタイルワックスは硫酸を10%含有しており、これに次亜塩素酸ソーダを加えたため、化学反応を起こし、塩素ガスが発生したものであること。
- 2 タイルワックスおよび次亜塩素酸ソーダの容器に、含有成分、取扱上の注意事項が適切に表示されていなかったため、通常の清掃作業には使用しないタイルワックスや次亜塩素酸ソーダを通常使用する洗剤と思い込んで使用したこと。
- 3 清掃に使用する洗剤類の保管場所が定められていなかったため、タイルワックスおよび次亜塩素酸ソーダが、通常の洗剤と紛らわしい状態で廊下に置かれていたこと。
- 4 安全衛生管理体制が整備されておらず、清掃員に対する雇入れ時などにおける安全衛生教育が実施されていなかったこと。
- 5 清掃員が、有害物を含むタイルワックスなど洗剤の有害性に関する知識を有していなかったこと。

**対策** 同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 タイルワックス、次亜塩素酸ソーダなど有害性のある洗剤などは、保管場所を定めて保管し、その容器には成分および取扱に関する注意事項を表示すること。
- 2 清掃に使用する洗剤の有害性に関する知識経験を有する者の中から洗剤を管理する者を選任し、その者に、洗剤の適正な使用、取扱方法などについて必要な指導を行わせるとともに、洗剤の適正な保守管理を行わせること。
- 3 清掃作業について洗剤の適正な選択、その取扱などについての作業手順を作成し、清掃員に対して周知徹底すること。
- 4 次亜塩素酸ソーダを混合する際に塩素ガスが発生するおそれがある場合には、作業場所の換気方法および作業方法の事前検討、作業者に保護具を着用させるなど適切な管理を行うこと。
- 5 清掃作業員に対して、洗剤の有害性、人体への健康影響、およびその防止対策などについて労働衛生教育を実施すること。

次亜塩素酸ナトリウムを加湿器に誤って投入したことによる中毒

事業場規模: 16~29人



発生状況

福祉施設内のエントランスホール及び談話室において、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムが補充されていたことにより、施設内に次亜塩素酸ナトリウムを含む水蒸気が飛散したため、入所者にお茶を提供していた作業員が吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送された。加湿器に加えられた次亜塩素酸ナトリウムと酸性物質の反応による塩素ガスの発生によるものか、次亜塩素酸ナトリウム自身の皮膚や粘膜への刺激性によるものか、症状の原因は明確ではない。

加湿器へ本来補充する薬剤（次亜塩素酸水）と、次亜塩素酸ナトリウムの容器の外観が似ており、また近傍に置かれていたため、作業に不慣れな補充者（被災者ではない）が取り違えた。

原因

- 1 薬品の使用方法についての情報共有が不足していたこと。
- 2 異臭がする際の対策が検討されていなかったこと。
- 3 容器の外観や名称が似ていたため、化学物質を取り違えたこと。

対策

- 1 次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムのような、名称が似ているが異なる物質について、使用時の注意事項を明確に掲示し、手順書を作業員で共有して作業を行うこと。
- 2 外観や名称が似た化学物質の取り違えが起こらないように、収納場所を別にし、それぞれ目立つ場所にラベルを貼る。こぼれた薬品や時間経過によりラベルが色褪せた場合は速やかに貼りかえ、取り違えを防止すること。
- 3 福祉施設や病院等の交代勤務のある職場では、特に注意して情報共有を行う



※小分け容器も含め容器には、ラベル表示を！  
また、労働者に分かりやすい工夫を検討しましょう

- ◎ **新たな化学物質規制及び職場における熱中症対策への企業の取組み事例**
- ◇ リスクアセスメント・ラベル表示・個人サンプリング測定・・・（32事例）
- ◇ ばく露低減措置・代替溶剤・密閉化・局所排気装置・・・（20事例）
- ◇ 障害等防止用保護具・フィットテスト・衛生教育・・・（17事例）
- ◇ 化学物質管理強調月間・資格・掲示・その他・・・（32事例）
- ◇ 熱中症事例（WBGT値(暑さ指数)の活用、作業環境管理 など）（65事例）

厚生労働省 OSAKA 大阪労働局

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索 検索

ホーム

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 労働局について

大阪労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

## 安全衛生関係

安全関係  
労働衛生関係

要チェック！！

【新着】緑十字展2025in大阪・近畿 デジタルサイネージ集 **NEW**

- ① 新たな化学物質管理規制への企業の取組み事例
- ② 職場における熱中症対策への企業の取組み事例

各種法令・制度・手続き

- ▶ 法改正のご案内
- ▶ 労働条件関係
- ▶ 安全衛生関係
- ▶ 労働保険関係
- ▶ 労災保険関係
- ▶ 雇用保険関係
- ▶ 職業紹介関係



# ○日常の化学物質管理の総点検アンケートのご協力をお願い

※全国での厚生労働省開催の説明会等において、匿名でお願いしているアンケートになります。  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等ができているか、点検するための参考となる資料も確認できますので、総点検を行うと共に、当省へのアンケートについて、ご協力をお願いいたします。

## 総点検アンケートの内容

- ◇ 事業場で製造・取り扱ってる化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であることを把握していますか
- ◇ 化学物質管理者を選任していますか
- ◇ リスクアセスメントを実施していますか
- ◇ リスクアセスメントの結果に基づく低減措置を行っていますか
- ◇ 安全データシート（S D S）とR Aの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか
- ◇ 保護具着用管理責任者を選任していますか
- ◇ 化学物質の譲渡・提供を行う際に、ラベル表示を行い、S D Sによる通知を行っていますか など

## QRコードあるいはURLから実施する方法

スマートフォン等の電子端末から下の二次元コード（QRコード）を読み取っていただくことで、アンケートフォームに進めますので各項目に入力していただき、最後に登録ボタンを押してください。

○【パソコン等】以下のURLにアクセスしてご回答下さい。

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou27/2026-2kagaku>



**ご清聴ありがとうございました**